

障がいのある人に対する 情報バリアフリー推進 ガイドライン

すべての人が円滑に情報を取得・利用できる社会を目指して



宇都宮市

視覚障がい

- ・視力，視野，色覚など見る機能の障がい
- ・人によって見え方は多様で，全く見えない人から，見えにくい人など様々

視覚障がいとなった経緯や年齢により
コミュニケーション手段が異なる



主な情報収集手段

- ・点字，拡大文字，音声（カセットテープ，DAISY，音声コード）など
- ・情報量や，受け取る相手によって手段を使い分ける

※DAISY=デジタル録音図書の国際標準規格

メールやホームページでは

- ・音声読み上げソフトにはテキストファイルが有効

会議や研修会では

- ・照明や座席の位置，資料の提供方法など，必要な配慮を本人に確認

コミュニケーションは

- ・声をかけるときは名乗ってから
- ・具体的な言葉で話す
- ・介助者でなく
本人に話す



聴覚障がい

- ・人によって聴こえ方は多様で、補聴器をつければ会話が聴き取れる人、中途失聴の場合などで、全く聴こえなくても話すことができる人もいる。

聴覚障がいとなった経緯や年齢により
コミュニケーション手段が異なる



主な情報収集手段

- ・手話、指文字、読話・口話、要約筆記、筆談など
- ・相手の要望により手段を使い分けることや、複数の手段を組み合わせる

イベント等の開催時には

- ・手話通訳等の設置を検討
- ・問い合わせ先にFAXやメールアドレスを記載

コミュニケーションを取る際には

- ・手段を相手に確認
- ・筆談は簡潔な言葉で、イラストや図を併用すると良い

会議や研修会では

- ・手話通訳や講師の口元が見えやすい座席の配慮
- ・手話通訳などが見えやすいよう、会場の照明の配慮



視覚と聴覚に障がいのある人

・「盲ろう者」には、全く見えなくて全く聴こえない人から、少し見えて少し聴こえる人まで様々で、盲ろう者になるまでの経緯などにより以下の4タイプに分類される

- ①盲ベース 視覚障がいに聴覚障がいが加わった
- ②ろうベース 聴覚障がいに視覚障がいが加わった
- ③先天盲ろう 先天性または乳幼児期に視覚と聴覚の障がいを発症
- ④中途盲ろう 成人期以後に視覚と聴覚の障がいを発症

コミュニケーション方法

視覚・聴覚の障がいの重複の状態や程度とともに、盲ろうになるまでの経緯などにより手段が異なるため、個別の対応が必要



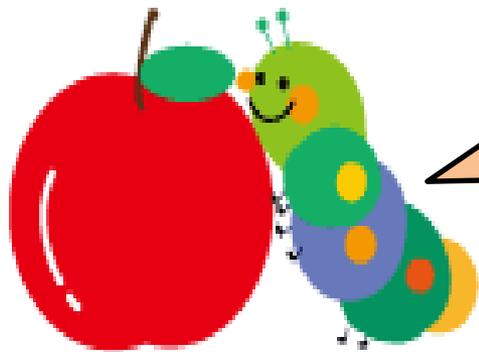
これは「手書き文字」の様子です。
相手の手のひらに、ひらがなやカタカナを指で書いて伝えます。手話や指点字など、専門的な技術がなくても、盲ろう者とコミュニケーションを図ることができます。

知的障がい

- ・発達時期に、脳に何らかの障がいが生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある

情報提供するとき

- ・漢字にふりがなを振るとともに、抽象的な言葉を避ける
- ・文章だけでなく、イラストや図を用いて、視覚から得られる情報により伝わりやすくする



大きさを伝えるときは「○○と同じくらいの大きさ」
など、具体的な物に例えて表現すると良い。

← 「リンゴと同じくらいの大きさのイモムシ」

コミュニケーションにおける配慮

- ・笑顔でゆっくり、やさしい口調で、相手の前から声をかける
- ・成人の場合は子ども扱いせず、相手の年齢に応じた言葉づかいで
- ・簡潔な言葉で説明し、相手が理解しているか確認しながら話す

発達障がい

- ・自閉症, アスペルガー症候群, 学習障がい(LD), 注意欠陥・多動性障がい(ADHD)など, 脳機能の障がいで重複することが多い

精神障がい

- ・統合失調症, 気分障がい(うつ病等), てんかんなど様々な精神疾患により, 日常生活や社会生活のしづらさを抱える障がい
- ・適切な治療・服薬と周囲の理解があれば, 症状をコントロールできる

コミュニケーションにおける配慮

- ・笑顔でゆっくり, やさしい口調で, 相手の前から声をかける
- ・人と対面することや, コミュニケーションが苦手な方, ストレスに弱く緊張したり疲れやすい人もいるため, 相手の様子を伺いながら話す
- ・説明はポイントをしばって, 分かりやすい言葉で, ゆっくり丁寧に
- ・相手の話を聞くとときは, リラックスした雰囲気を作り, 安心して話ができるよう心がける
- ・重要なことはメモに書いて渡す



災害等の緊急時には・・・



情報伝達には

- ・視覚障がいのある人には、ラジオ放送や携帯電話へのメール配信が有効（音声読み上げ機能で文字情報を音声情報として受け取る）
- ・聴覚障がいのある人には、携帯電話へのメール配信や、テレビの手話放送や字幕放送が有効

避難・誘導の際の配慮

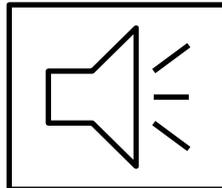
視覚障がいのある人には、行き先や方向、段差や周りの状況などを伝えながら誘導する



知的障がいや精神障がいのある人は、相手の様子を見ながら、はっきりとやさしい口調で説明し、不安を感じないようにする

避難所における配慮

- ・避難所内に、障がいのある人がいるか確認する
- ・相手の同意を得たうえで、障がいがあることを周囲の人たちに知らせ、身近な人から支援が受けられるようにする
- ・重要な情報は、音声だけでなく掲示や文書配布などを行う



食事の配付は18時から
正面入口です

メモ
食事は18時から
正面玄関で配布

情報バリアフリーを推進するためには・・・

障がいのある人が、その障がいのために情報を受けることや発信することが妨げられないよう、障がい特性に応じてどのような配慮が必要か考えて行動するとともに、障がいのある人の意向を尊重し、できる限り対応することが大切です。



障がいのある人が円滑に情報を取得・利用できる社会を目指し、一人ひとりができることから取り組みましょう。

本書に関するお問い合わせ
宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
電話：028（632）2353
FAX：028（636）0398